

特定非営利活動法人日本歯周病学会認定医制度施行細則

(趣旨)

第1条 特定非営利活動法人日本歯周病学会認定医制度規則（以下「規則」という）の施行にあたって、規則に定められている事項以外は、次の各条に従うものとする。

(小委員会)

第2条 規則第9条に規定する小委員会について目的、業務および委員定数は特定非営利活動法人日本歯周病学会認定医委員会（以下「委員会」という）で決定する。

(研修)

第3条 規則第10条第2項（1）における申請時の学会正会員期間は、歯科医師国家試験合格後の10年間の臨床研修期間を1年間の学会正会員期間に、また、学会が認める関連学会の会員期間2年間を本学会正会員期間1年間として認める。ただし、上記の条件で本学会正会員期間が認められたものでも、2年間以上本学会正会員であることを必要とする。

2 前項にある「学会が認める関連学会」とは「特定非営利活動法人日本歯周病学会歯周病専門医制度関連学会に関する細則」に基づき認定された学会をいう。

第4条 規則第10条第2項（3）に定めた本学会が認めた研修施設での研修は、その期間及び内容等の適正について申請書類をもって委員会にて判断する。

第5条 規則第15条（4）の研修内容説明書には附表2の内容を含む。

第6条 研修施設の代表者は規則第15条の各項に変更が生じたときは速やかに再申請をして、委員会の審査を受けなければならない。

第7条 規則第19条第2項に定める生涯研修の内容および単位とは、附表1に定める生涯研修単位の合計単位による。更新に必要な生涯研修単位は認定医登録後5年間で研修会出席は50単位以上とする。

2 ただし、本学会認定医・専門医教育講演を認定医に登録後の各更新毎に5年間で2回以上受講すること。

(更新)

第8条 認定医の更新を申請しようとする者は、次の各項の書類に更新料の受領証のコピーを添え委員会に提出しなければならない。

(1) 認定医更新申請書（様式15）

(2) 認定医生涯研修記録簿（様式16）

(3) 認定医認定証の写し

2 更新の申請は、認定失効期日の1年前から行うことができる。

3 更新の申請手続きは、別（日本歯周病学会会誌の会告、学会ホームページ）に定める期間内に行う。

第9条 規則第20条に関し、止むを得ない理由で更新の申請ができないと委員会が認めた場合には、その理由が消滅した時点に遡及し申請することができる。

2 止むを得ない理由が無く、未更新による資格喪失者が再び資格を申請するときは、手数料を添え未更新の理由および申請のための必要書類を提出し、次の各号のいずれかで委員会の審査を受けなければならない。

(1) 症例報告書による審査（書類審査、症例はメンテナンスに移行していること）

(2) 認定医試験（1症例を提出し、筆記試験を受ける）

(諸費用)

第10条 この制度の施行に関わる諸費用を次のように定める。

認定申請料1万円（消費税別）

登録料3万円（消費税別）

更新料1万円（消費税別）

(規則の改定)

第11条 この細則の変更は委員会の議を経て、理事会での承認を得るものとする。

附則

1. この施行細則は、平成20年4月24日から施行する。
2. この施行細則は、平成26年5月23日から施行する。
3. この施行細則は、平成27年9月12日から施行する。
4. この施行細則は、平成28年5月19日から施行する。

附表1（更新時）

生涯研修単位

1. 研修会出席（1回出席あたりの単位，出席したことを証明する参加章等のコピーが必要）
 - 1) 日本歯周病学会学術大会 10
 - 2) 日本歯周病学会臨床研修会 10
 - 3) 日本歯周病学会認定医・専門医教育講演 10
 - 4) 細則第3条第2項で認める関連学会の年次大会および研修会 10
 - 5) 細則第3条第2項で認める関連学会の支部教育研修会（ただし、1年間7単位を上限とする） 7
 - 6) 日本歯科保存学会 7
 - 7) 日本歯科医学会総会 5
 - 8) 4) 以外の歯周病学会，国際学会 7
 - 9) その他の歯周研修会 7
（歯周病学講座や同門会主催の研修会などで専門医委員会が認めた歯周病に関する学会および研修会。但し1年間7単位を上限とする）

2. 業績発表（発表したことを証明する学会・研修会プログラムや講義予定表などのコピーが必要）
 - 1) 上記の学会および研修会での演者（1回あたり） 10
 - 2) 上記学会会誌およびその他の学術雑誌への投稿論文筆頭者（1編あたり） 10
 - 3) 上記1), 2) の共同発表者 5
 - 4) 著者（歯周病学に関連のある著書1冊あたりの単位）
 - ①筆頭者 10
 - ②共同著者 5
 - 5) 大学，歯科医師会およびその他の研修会などでの発表 10
 - 6) 大学や歯科衛生士学校などの教育機関における講義（1回あたり） 5

附表2

各種研修施設の年間研修内容および時間等について

- | | |
|----------|-----------|
| 1. 講義 | 4. 症例見学 |
| 2. 実習 | 5. 治療症例参加 |
| 3. 症例検討会 | 6. その他 |
- について申請時および更新時に委員会に報告する。